

令和 8 年 6 月

市 議 会 定 例 会 議 会 案

山 形 市 議 会

議 会 案 目 次

議 会 案 番 号	件 名
議 会 案 第 1 号	山 形 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
議 会 案 第 2 号	山 形 市 議 会 傍 聴 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て

議会案第1号

山形市議会会議規則の一部改正について

山形市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

提出委員会 議会運営委員会

山形市議会会議規則の一部を改正する規則

山形市議会会議規則（昭和41年市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第154条中「外とう、えり巻、つえ、かき」を「コート、マフラー又は傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

議場及び委員会室への携帯品に係る規定について、所要の改正を行おうとするものである。

議会案第2号

山形市議会傍聴規則の一部改正について

山形市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

提出委員会 議会運営委員会

山形市議会傍聴規則の一部を改正する規則

山形市議会傍聴規則（昭和41年市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「人員」を「傍聴する者の人数」に改め、同条第3項中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

第4条第2項中「終つたときは」を「終わったときは、これを」に改める。

第7条第1項第1号中「もの」を「物」に、「持っている」を「持っている」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第7条第1項第5号及び第6号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号又は第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。

- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第9条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、同条中「、映画等を撮影し又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改める。

第10条中「あつた」を「あった」に、「速やかに」を「直ちに」に改める。

第11条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

児童及び乳幼児の傍聴を制限する規定を削除するとともに、傍聴人が遵守すべき事項について、所要の改正を行おうとするものである。